

第3次福井県情報セキュリティクラウド構築および運用保守業務委託 提案書作成要領

I 提出書類

提案書として、以下の全ての書類を提出すること。

(1) 【提案様式1】福井県セキュリティクラウド機能要件適合表

- ・全ての機能について実装可能であること。
- ・代替案も可とするが、実現に必要な費用は提案金額に含むこと。なお、代替案の内容について県が不十分と判断した場合は、選考の対象外とする。
- ・Excel形式で提出すること。

(2) 【提案様式2】見積書

- ・PDF形式およびExcel形式の両方で提出すること

(構築に係る費用)

- 提案金額のうち、契約締結後、令和9年6月30日までの構築に係る費用を消費税抜きの金額で記載すること。見積書については、令和8年度契約分、令和9年度契約分に分けて作成すること。
- 「【様式1】福井県セキュリティクラウド機能要件適合表」内、1.3 オプション機能の費用については、見積書の費用には含めないこと。

(運用保守に係る費用)

- 提案金額のうち、令和9年7月1日から令和14年6月30日までの5年間のシステム運用保守に係るすべての費用の合計を記載すること。
- 1月あたりの費用合計と5年間の費用合計の両方を記載すること。
- 消費税抜きの金額で記載すること。
- 「【様式1】福井県セキュリティクラウド機能要件適合表」内、1.3 オプション機能の経費については、見積書の費用には含めないこと。

(機能ごとの構築費用)

- 構築費用シートに、セキュリティクラウドの機能ごとの構築費用を設計・環境構築・テスト・移行に分けて記載すること。

4 その他

(1) 提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案書の取り扱い

- ・提案書は、本業務に係る審査を行う目的以外に提出者に無断で使用することはない。
- ・提案書は、公正性、透明性を期すために、「福井県情報公開条例」等関連規定に基づ

き公開する場合がある。

- ・ 提案書は、評価を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成する場合がある。
- ・ 提案書の提出後、本県の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- ・ 提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ・ 提案書は返却しない。
- ・ 提案書の変更、差し替えおよび再提出は認めない。

(3) その他

- ・ 提案書の提出は、1提案者につき1回のみとする。
- ・ 提案書の記述について、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。